

ID: 102

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	一部負担金の減額又は免除		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第16条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第102号		
【根拠条文】 (一部負担金の減額又は免除) 第16条 市長は、法第69条第1項により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第33条に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。)について減免することができる。この場合、減免を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免申請書(様式第5号)に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が前項に規定する要件に該当すると認めたときは、対象者に対してひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書を交付し、また、前項に規定する要件に該当しないと認めたときは、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免不承認通知書により通知するものとする。 3 前項の規定によりひとり親家庭医療費助成制度一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書を提示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日